

南相馬市協力防災士について

市は、地域や行政と協力して防災活動や被災者支援活動への協力が可能な防災士を把握し、予め役割を位置づけるとともに、継続的なフォローアップを通じて防災士のスキルアップを図り、地域防災力の向上に資することを目的として協力防災士登録制度を開始しました。

防災士の資格を有し地域の防災活動に協力いただける方に、市の協力防災士に登録いただいています。

Q. 協力防災士はどのような活動をしますか？

A.平常時には地域の防災講演会の講師や防災訓練の企画の指導、市の防災訓練への協力、災害時には、隣近所への避難の呼び掛けや避難所・市災害ボランティアセンターの活動支援などにご協力いただきます。

Q. 活動の待遇はどのようなものですか？

A.防災士の基本理念である自助、共助、協働を旨とし、可能な範囲での自発的な無償ボランティア活動です。なお、市総合防災訓練への参加や災害時に市からの要請に基づき避難所等で活動いただく場合は、市が傷害保険に加入します。

Q. 仕事の都合で毎回活動できませんが構いませんか？

A.問題ありません。可能な範囲で活動いただきたいと思います。

Q. 防災士として知識や技能のスキルアップをしたいです。

A.協力防災士に登録いただいた方には、毎年度、市や県が実施するスキルアップ講習等をご案内し、定期的なスキルアップの場を提供します。

※不明な点は、危機管理課（0244-24-5232）へ気軽にお問合せください。

■登録要件

南相馬市内に住民登録がある防災士で、次の①、②のいずれにもご協力いただける方

- ① 自身の知識や経験を活かして、地域の防災活動や市の総合防災訓練などに協力する意欲を有していること
- ② 防災士の資格を有する旨の情報を、市から自主防災組織、行政区及び市社会福祉協議会に提供することに同意いただけること

■登録期間 登録年度の4月1日から3年間（期間満了後、延長制度あり）

■登録方法 登録申請書に必要事項を記入し、郵送またはご持参により申請。

■申請先 復興企画部危機管理課 ☎0244-24-5232

■南相馬市協力防災士の役割

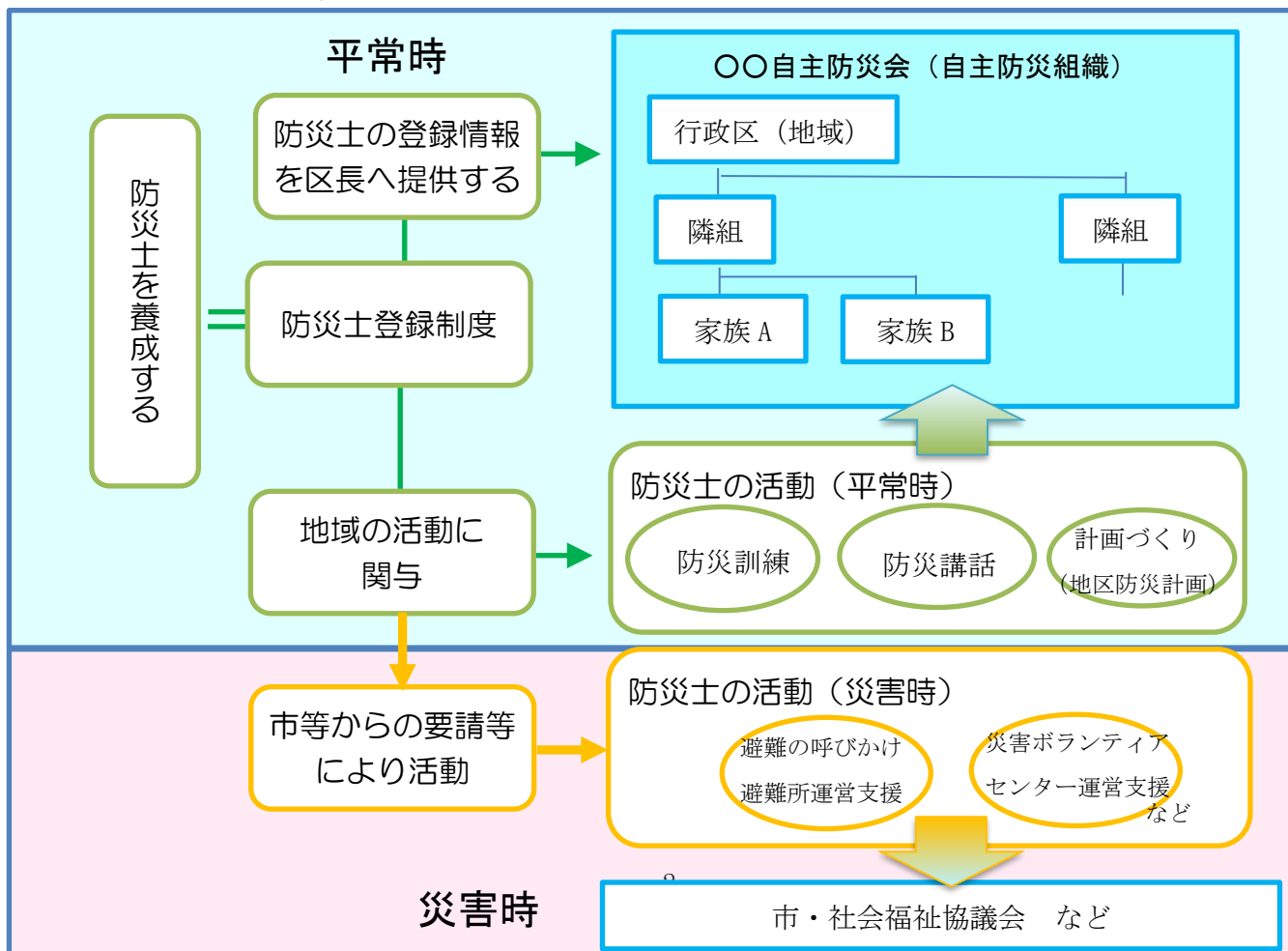
平常時

	役割の内容	活動内容
①	地域の防災講演会や講習会での活動 (講師として)	・各地区単位の自主防災組織研修会や学校における講師等
②	自主防災組織の活動促進に係る働きかけ	・居住地区(又は担当地区)の区長等を訪問し、自主防災組織の活動計画の策定、防災訓練等の企画、実施等を行う。
③	市総合防災訓練への協力	・情報伝達、避難誘導、避難所開設・運営支援等

災害時(災害が発生し、又は発生のおそれがある場合)

	役割の内容	留意事項
①	隣近所等への避難の呼びかけ	・自主防災組織の活動との適切な役割分担
②	避難所開設・運営の支援	・原則、市からの要請の基に活動
③	発災直後における被害状況の把握 (洪水等による浸水範囲の特定など)	・自主防災組織の活動との適切な役割分担
④	市災害ボランティアセンターの活動支援 (被災住家での片付け支援等)	・市からの要請の基に活動 ・災害ボランティアセンターの指導のもと活動

■協力防災士登録制度と活動のイメージ



協力防災士登録申請書

年 月 日

南相馬市長

申請者 氏 名

南相馬市協力防災士登録要綱第 4 条第 2 項の規定に基づき、自身の知識や経験を活かして自らの安全を十分に確保した上で、平常時、そして災害が発生し、又は発生のおそれがある場合の役割に基づき、自主的又は市からの要請等に基づき活動を行うため、南相馬市協力防災士への登録を申請します。

また、私が防災士の資格を有する旨の情報を市から自主防災組織、行政区及び南相馬市社会福祉協議会に提供することに同意します。

記

登録情報

ふりがな			
氏名			
生年月日		年 月 日	性別 男・女
住所 又は 居所			
居住行政区名			
連絡先	自宅電話番号		
	携帯電話番号		
	F A X 番号		
	メールアドレス		
備考			